

研修No	11	NO4
研修名	知らないでは済まない！社員教育・研修をめぐる法的対応実務セミナー	

技術カテゴリ	経理・管理	人事・採用	税務・法務		
対象階層	経理・管理	その他(詳細参照)			
対象詳細 (必要予備知識等)	給与担当者の方、給与計算の基礎知識を学びたい方				

研修概要	本セミナーでは、教育・研修担当者が知っておくべき法律知識を関係法令・判例を踏まえてわかりやすく解説いたします。社員教育と労働時間をめぐる問題、業務命令として実施できる社員教育の範囲など、さまざまなケースにおけるポイントをご理解いただきます。	
研修効果	本講座では、社員教育・研修に関する基本的な知識と注意点が実践的に身につきます。	
カリキュラム詳細	1.社員教育と研修の意義 1) 会社が社員を教育できる法的根拠 2) 終身雇用と社員教育 2.研修命令の有効性等をめぐる問題 1) 業務命令としての研修 2) どのような研修でも業務命令で実施できるか 3) 受講拒否と懲戒 4) 研修の方法と手段 5) グループ企業で行う研修 6) 社員から会社に教育を求めることができるか 7) 教育訓練実施の際の就業規則への記載事項 8) 研修と不当労働行為 9) 研修と団体交渉事項 3.従業員研修と労働時間をめぐる問題 1) 労働時間の意味 2) どのような場合に労働時間となるか 3) 会社から明確な受講命令を出していない場合は 4) 研修と残業手当 5) 労働安全衛生法による安全衛生教育 6) 自主的な研修 7) 社内部活動について 8) ネットによる自宅研修と労働時間	5.宿泊研修について 1) 宿泊研修を業務命令として命ずることができるか 2) 宿泊研修と労働時間 3) 休日を利用した合宿研修 4) 宿泊研修中に年次有給休暇を申請してきた場合 5) 宿泊研修中の事故 6.社外教育 1) 外部の講師を研修に招いた場合の問題点 2) 社外で研修を受けさせている場合の労働時間 3) 研究室への派遣教育特有の問題 4) 海外出張研修や海外留学特有の問題 7.退職と研修費用の返還請求 1) 退職した場合に研修費用を返還するとのルールは有効か 2) 有効性の判断基準 3) ペナルティの工夫例 8.社員教育と差別の問題 1) 男女の教育差別を巡る問題 2) 障害者雇用促進法の改正と研修上の留意点 3) 正社員とパート従業員 9.その他 1) 自己啓発について 2) インターンシップについて ※今後の法改正、ガイドライン等の動向により、プログラム内容を一部変更する場合があります。

研修日数	1日間	総時間	5時間
研修実施日	2019年7月19日(金)		
研修実施時間	10:00~16:00	~	
会場	日本経営協会九州本部内専用教室 西鉄博多駅前ビル7階		
受講料(会員)	¥25,000	受講料(非会員)	¥30,000
提供企業	一般社団法人 日本経営協会		
定員	20名	最低開催人数	5名

※税別・テキスト代込み

備考	
----	--

※最低開催人数に達しない場合は中止とさせていただきます。なお中止の場合は、開催日の1週間前までにご連絡させていただきます。
※改善のため、予告なくカリキュラム等を一部変更することがあります。